

リサーチ・アドミニストレーター推進室内規

平成24年3月29日
総長 裁定
平成26年6月26日一部改正
平成28年3月29日一部改正
平成28年9月29日一部改正
平成30年11月15日一部改正
令和2年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 東京大学基本組織規則第18条の規定に基づく室として設置されるリサーチ・アドミニストレーター推進室（以下「室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 室は、「東京大学リサーチ・アドミニストレーター制度に関する実施方針」に基づき、学内関係部局との連携のもと、本制度を戦略的に推進し、もって本学の研究力強化に資することを目的とする。

(任務)

第3条 室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) リサーチ・アドミニストレーターの認定・研修に関すること。
- (2) リサーチ・アドミニストレーター制度に関する企画立案、運営及び調整に関すること。
- (3) リサーチ・アドミニストレーターに係る高度学術専門員及び高度学術専門職員の選考に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 室に、室長、副室長及び室員を置く。

- 2 室長は、総長が指名する者をもって充てる。
- 3 副室長及び室員は、室長が指名する者をもって充てる。
- 4 室長は、室の業務を総括する。
- 5 副室長は、室長を補佐し、室長が欠けたときは、その職務を代理する。

(認定委員会)

第5条 室長は、リサーチ・アドミニストレーターの認定等に関する審査を行わせるため、室の下に認定委員会を置く。

- 2 認定委員会について必要な事項は、室長が別に定める。

(事務)

第6条 室の事務は、本部学術振興企画課において処理する。

(補則)

第7条 この内規に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成26年7月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成28年9月29日から実施する。

附 則

この裁定は、平成30年11月15日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年4月1日から実施する。